

理 由

市街化区域内の緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地地区を追加及び変更するものである。

また、土地区画整理事業において仮換地の指定がされたことから、生産緑地地区の区域変更を行うとともに、生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものである。

よって、本案のとおり生産緑地地区を変更するものである。